

議案第 6 5 号

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年長久手市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（安全計画の策定等）</u> <u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、</u> <u>利用乳幼児の安全の確保を図るた</u> <u>め、家庭的保育事業所等ごとに、当</u> <u>該家庭的保育事業所等の設備の安</u> <u>全点検、職員、利用乳幼児等に対す</u> <u>る事業所外での活動、取組等を含め</u> <u>た家庭的保育事業所等での生活そ</u> <u>の他の日常生活における安全に関</u> <u>する指導、職員の研修及び訓練その</u> <u>他家庭的保育事業所等における安</u> <u>全に関する事項についての計画（</u> <u>以下この条において「安全計画」と</u> <u>いう。）を策定し、当該安全計画に</u> <u>従い必要な措置を講じなければな</u> <u>らない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対</u> <u>し、安全計画について周知するとと</u> <u>もに、前項の研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施しなければならない。</u> <u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼</u>	

児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することが
できる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に

運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第 13 条 删除

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利
用乳幼児に対し法第47条第3項

	<u>の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第 1 4 条 (略)	第 1 4 条 (略)
2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u>	2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u> _____ _____ _____ _____よう努めなければならない。
3 ～ 5 (略)	3 ～ 5 (略)
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)
第 1 7 条 (略)	第 1 7 条 (略)
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断</u>	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>の利用開始前の健康診断 _____ _____ _____ _____が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>

の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等 _____の結果を把握しなければならない。

【別記1 参照】

3 及び 4 (略)
(職員)

第 2 3 条 (略)

2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するも

の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

【別記1 参照】

3 及び 4 (略)
(職員)

第 2 3 条 (略)

2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は _____

_____ 保
育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するも

のとする。 (1)及び(2) (略) 3 (略) (設備の基準) 第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア (略) イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。 【別記2 参照】 ウ～ク (略) (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士<u>(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型</u>	のとする。 (1)及び(2) (略) 3 (略) (設備の基準) 第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア (略) イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。 【別記2 参照】 ウ～ク (略) (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士_____
---	---

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

– 9 –

という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであるこ

という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであるこ

と。 ア (略) イ 保育室等が設けられている 次の表の左欄に掲げる階に応 じ、同表の中欄に掲げる区分ご とに、それぞれ同表の右欄に掲 げる施設又は設備が一以上設 けられていること。 【別記3 参照】 ウ～ク (略) (保育所型事業所内保育事業所の 職員) 第44条 保育所型事業所内保育事 業所には、保育士<u>(認定地方公共団 体の区域内にある保育所型事業所 内保育事業所にあつては、保育士又 は当該認定地方公共団体の区域に 係る地域限定保育士。次項において 同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置か なければならない。ただし、調理業 務の全部を委託する保育所型事業 所内保育事業所又は第16条第1 項の規定により搬入施設から食事 を搬入する保育所型事業所内保育 事業所にあつては、調理員を置かな いことができる。 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算 定に当たっては、当該保育所型事業	と。 ア (略) イ 保育室等が設けられている 次の表の左欄に掲げる階に応 じ、同表の中欄に掲げる区分ご とに、それぞれ同表の右欄に掲 げる施設又は設備が一以上設 けられていること。 【別記3 参照】 ウ～ク (略) (保育所型事業所内保育事業所の 職員) 第44条 保育所型事業所内保育事 業所には、保育士_____ _____ _____ _____ _____、嘱託医及び調理員を置か なければならない。ただし、調理業 務の全部を委託する保育所型事業 所内保育事業所又は第16条第1 項の規定により搬入施設から食事 を搬入する保育所型事業所内保育 事業所にあつては、調理員を置かな いことができる。 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算 定に当たっては、当該保育所型事業
--	--

所内保育事業所に勤務する保健師、
看護師又は准看護師を1人に限り、
保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の
職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定
員が19人以下のものに限る。次条
において「小規模型事業所内保育事
業」という。)を行う事業所(以下
この条において「小規模型事業所内
保育事業所」という。)には、保育
士(認定地方公共団体の区域内にあ
る小規模型事業所内保育事業所に
あつては、保育士又は当該認定地方
公共団体の区域に係る地域限定保
育士。次項において同じ。)その他
保育に従事する職員として市長が
行う研修(市長が指定する都道府県
知事その他の機関が行う研修を含
む。)を修了した者(次項において
「保育従事者」という。)、嘱託医
及び調理員を置かなければならな
い。ただし、調理業務の全部を委託
する小規模型事業所内保育事業所
又は第16条第1項の規定により
搬入施設から食事を搬入する小規
模型事業所内保育事業所にあつて
は、調理員を置かないことができ
る。

所内保育事業所に勤務する保健師
又は看護師を1人に限り、
保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の
職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定
員が19人以下のものに限る。次条
において「小規模型事業所内保育事
業」という。)を行う事業所(以下
この条において「小規模型事業所内
保育事業所」という。)には、保育
士_____

_____その他
保育に従事する職員として市長が
行う研修(市長が指定する都道府県
知事その他の機関が行う研修を含
む。)を修了した者(次項において
「保育従事者」という。)、嘱託医
及び調理員を置かなければならな
い。ただし、調理業務の全部を委託
する小規模型事業所内保育事業所
又は第16条第1項の規定により
搬入施設から食事を搬入する小規
模型事業所内保育事業所にあつて
は、調理員を置かないことができ
る。

2 (略)	2 (略)
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する <u>保健師、看護師又は准看護師</u> を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する <u>保健師又は看護師</u> _____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

【別記1】

改正後

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

【別記2】

改正後

階	区分	施設又は設備
2階の項及び3階の項 (略)		
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。))

		_____を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u>を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	--

改正前

階	区分	施設又は設備
2階の項及び3階の項 (略)		
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は<u>外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）</u>を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u>を満たすものとする。)

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

【別記3】

改正後

階	区分	施設又は設備
2階の項及び3階の項 (略)		
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。） _____.を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	----------------------------------

改正前

階	区分	施設又は設備
2階の項及び3階の項 (略)		
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例を改正し、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 安全計画の策定等について規定すること。(第7条の2関係)
- (2) 自動車を運行する場合の所在の確認について規定すること。(第7条の3関係)
- (3) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を緩和すること。(第10条関係)
- (4) 母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合に利用乳幼児に対する健康診断を行わないことができる規定を追加すること。(第17条関係)
- (5) 地域限定保育士についての規定を追加すること。(第23条、第29条、第31条、第44条及び第47条関係)
- (6) 小規模保育事業所等において1人に限り保育士とみなすことができる職員に准看護師を追加すること。(第29条、第31条、第44条及び第47条関係)
- (7) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。